

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【四半期会計期間】	第123期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	飯野海運株式会社
【英訳名】	IINO KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関根知之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	東京（6273）3207
【事務連絡者氏名】	経理グループリーダー 小山聡司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	東京（6273）3207
【事務連絡者氏名】	経理グループリーダー 小山聡司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第122期 第2四半期 連結累計期間	第123期 第2四半期 連結累計期間	第122期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高(百万円)	41,599	47,234	86,021
経常利益又は経常損失() (百万円)	164	2,970	2,259
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (百万円)	204	3,688	1,166
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	954	4,885	1,653
純資産額(百万円)	44,620	57,736	47,228
総資産額(百万円)	209,904	223,125	212,724
1株当たり四半期(当期)純利益又は 1株当たり四半期純損失金額()(円)	2.04	35.46	11.66
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	21.0	25.7	22.0
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,462	6,614	11,311
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,814	1,392	11,567
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,449	2,999	3,056
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高(百万円)	11,595	17,158	8,670

回次	第122期 第2四半期 連結会計期間	第123期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成24年 7月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 7月1日 至平成25年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()(円)	2.48	13.97

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間の世界経済は、欧州では景気が下げ止まりつつあるものの政府債務問題による金融リスクが依然残っており、また、中国を含む新興国では景気の拡大テンポが依然緩やかなものとなっています。一方で、米国では量的緩和の縮小観測のなか、雇用や消費を中心に実体経済面での回復基調が持続しました。

わが国では、世界経済の下振れが景気を下押しするリスクとなっているものの、政府がデフレからの早期脱却と経済再生の実現に向けて、各種経済政策に取り組んでいることに加え、2020年の東京オリンピック開催決定が更なる後押しとなり、日経平均株価の回復や企業収益の改善等が見られ、景気は緩やかに回復しています。

当社グループの海運業においては、為替は100円/US\$前後で推移し、一部の船種では市況の回復が見られましたが、全体としては新興国の需要の鈍化により市況の低迷が続く環境を巻き取るべく大きく改善しませんでした。このような事業環境の下、既存契約の有利更改をはじめとして、効率配船および減速航海による燃料費削減に努め、収益改善に取り組みました。

不動産業においては、飯野ビルディングをはじめとする各ビルが順調に稼働しており、安定した収益を確保しました。

以上の結果、売上高は472億34百万円（前年同期比13.5%増）、営業利益は37億76百万円（前年同期比206.4%増）、経常利益は29億70百万円（前年同期は経常損失1億64百万円）、四半期純利益は36億88百万円（前年同期は四半期純損失2億4百万円）となりました。

各セグメント別の状況は次の通りです。

外航海運業

当第2四半期連結累計期間の外航海運市況は以下の通りです。

原油タンカーにおいては、主に北米の原油増産により北米向け原油の荷動きが減少したため市況は総じて低調に推移しました。プロダクトタンカーにおいては、荷動きの増加により若干の回復が見られましたが、MR型では新造船の供給圧力が強く市況は総じて低調に推移しました。

ケミカルタンカーにおいては、旧正月以降の中国経済の減速と世界経済の停滞により石油化学製品の需要が伸びず、またパームオイルも大口需要家のインドやパキスタンでの在庫高や通貨安の影響で輸送需要が減少した結果、市況は下落傾向となりました。

大型ガスキャリアのうち、LPGキャリアは中東や米国積みの輸出が旺盛であったことから、一時は中東/日本往復運賃が過去最高値のUS\$80.00/MTを記録しましたが、現在は在庫調整などからUS\$60.00/MT台と落ち着きを取り戻しました。また、LNGキャリアは荷動きが安定した状況が続く、市況は依然として損益分岐点を上回る水準で推移しました。

ドライバルクキャリアにおいては、中国経済の減速による荷動きの減少や新造船の大量竣工が続いたことなどから市況は夏場にかけて総じて低調に推移しましたが、秋の北米積み穀物の出荷シーズンを迎え、パナマックス、ハンディサイズともに市況は強含み基調となりました。

なお、当第2四半期連結累計期間における当社グループ平均為替レートは/98.03/US\$（前年同期は/79.73/US\$）、平均燃料油価格はUS\$627/MT（前年同期はUS\$682/MT）となりました。

このような事業環境の下、当社グループの外航海運業の概況は以下の通りとなりました。

原油タンカーおよびプロダクトタンカーにおいては支配船腹の大半を中長期契約に継続投入することにより、安定収益の確保に努めました。

ケミカルタンカーにおいては、中東航路では中東積みの契約数量を順調に消化し、積極的にアジアからインドやパキスタン向けパームオイルを集荷し安定的な輸送数量を確保しました。また、市況および荷動きに対応するために期中に大型コーティング船を返船し、市場から中型コーティング船を調達するなど柔軟に船腹量の調整を行いました。米国オペレーターとの合併事業においてはスポット貨物を中心に集荷し、安定した輸送量を確保しました。

大型ガスキャリアにおいては、LPGキャリアとLNGキャリアともに既存の中長期契約への投入により安定収益を確保しました。

ドライバルクキャリアにおいては、石炭専用船や木材チップ専用船での長期契約に加え、数量輸送契約による収益の安定化、運航経費の削減による収益改善に取り組みました。ハンディサイズではこれまでの中東配船に加え、東南アジア積みのスポット貨物の取り込みに注力し、効率配船に努めました。

以上の結果、外航海運業の売上高は370億92百万円（前年同期比15.4%増）、営業利益は13億18百万円（前年同期は営業損失7億50百万円）となりました。

内航・近海海運業

当第2四半期連結累計期間の内航・近海海運市況は以下の通りです。

内航輸送においては、LPGでは不需用期に入り荷動きは低調に推移しました。石油化学ガスにおいては国内需要の盛り上がりを欠き、荷動きは夏場以降減少傾向が明らかとなりました。余剰となった一部の石油化学ガス原料は韓国や中国向け輸出に振り替えられました。

近海輸送においては、中国の需要低迷が続いていることに加え、海外における石化プラントの一部定期修理の影響もあり、荷動きが減少し、市況は弱含みに転じました。

このような事業環境の下、当社グループの内航・近海海運業の概況は以下の通りとなりました。

内航輸送においては、LPGでは輸送量が減少し船腹の稼働率が低下する夏場を利用して入渠を実施、内外併用船は近隣国向け貨物を積極的に集荷し、効率配船による収益の向上に努めました。また、9月に老齢の内航船1隻の海外売船を成約する一方、新造船1隻が竣工し船隊の若返りを図りました。

近海輸送においては、支配船腹の大半を中長期契約に投入しており、契約更改期に当たった船舶においては市況軟化を見越した早目の交渉を行い、収益水準を維持しました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は44億33百万円（前年同期比16.2%増）、営業利益は3億28百万円（前年同期は営業損失20百万円）となりました。

不動産業

当第2四半期連結累計期間の不動産市況は以下の通りです。

都心のオフィスビル賃貸市況は、2013年のオフィスビル新規供給の減少が見込まれることから空室率、賃料水準とも改善に向かうとの期待は高く、一部の物件では賃料の上昇が見られるものの、全体的にはテナント誘致が厳しい状況が続いております。ホールやカンファレンスルームにおいては、多数の競合施設がある中、顧客の繋ぎ止めを含め、厳しい顧客獲得競争が続いております。フォトスタジオにおいては、広告需要に回復傾向が見られる一方、雑誌販売は引き続き低迷しており出版系の撮影は件数、単価とも低調に推移しました。

このような事業環境の下、当社グループの不動産業の概況は以下の通りとなりました。

賃貸ビルにおいては、所有する各ビルで良質なテナントサービスを提供することにより、一部空室の解消を実現する等、安定稼働を維持しました。当社グループのイイノホール&カンファレンスセンターにおいては、セミナー、講演会、映画試写会、その他催事を積極的に誘致し、稼働の維持に努めました。スタジオ関連事業を行うイイノ・メディアプロにおいては、スタジオ部門を取り巻く環境は引き続き厳しいものの、ロケーションとレタッチ部門は堅調に推移、プロデュース部門でも新規案件を獲得しました。

以上の結果、不動産業の売上高は57億64百万円（前年同期比1.6%増）、営業利益は21億30百万円（前年同期比6.4%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産残高は前連結会計年度末に比べ104億1百万円増加し、2,231億25百万円となりました。これは主に自己株式の処分による現金及び預金の増加によるものです。

負債残高は借入金の減少により前連結会計年度末に比べ1億7百万円減少し、1,653億89百万円となりました。

純資産残高は前連結会計年度末に比べ105億8百万円増加し、577億36百万円となりました。これは主に利益剰余金の増加および自己株式の処分によるものです。

キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、66億14百万円のプラス（前年同期は74億62百万円のプラス）となりました。これは主に減価償却費43億41百万円と税金等調整前四半期純利益38億27百万円によるものです。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は13億92百万円のマイナス（前年同期は48億14百万円のマイナス）となりました。これは主に船舶および不動産への設備投資を中心とした固定資産の取得による支出38億88百万円が、船舶を中心とした固定資産の売却収入23億72百万円を上回ったことによるものです。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は29億99百万円のプラス（前年同期は24億49百万円のマイナス）となりました。これは主に長期借入金および自己株式の売却による収入の合計114億70百万円が長期借入金の返済による支出76億95百万円を上回ったことによるものです。

以上の結果、「現金及び現金同等物の四半期末残高」は、171億58百万円（前年同期は115億95百万円）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、同業種あるいは異業種他社との提携や企業買収が、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の向上の実現に向けた有力な手段の一つとなり得ると認識しておりますが、そのような他社との提携や企業買収は、当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められてこそ、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の最大化の実現を図ることができるものであると考えております。また、大規模買付行為(下記3.において定義されます。以下同じです。)を受け入れるかどうかは、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今、わが国においても敵対的な企業買収の動きが活発化してきております。当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させる買収提案が経営者の保身目的で妨げられてはならないことは当然のことであり、また、当社取締役会の同意を得ない買収提案が必ずしも当社の企業価値を損ない株主の皆様との共同の利益を害するものであるとは限らないものの、このような敵対的な企業買収の中には、株主の皆様に対して当該企業買収に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該企業買収の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう企業買収もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を中長期的に確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、上記のような企業買収に該当する行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させるための取組みとして、下記の中期経営計画等による企業価値向上への取組み及び下記のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。

中期経営計画等による企業価値向上への取組み

ア. 当社の事業の概要

当社は、海運業と不動産業を事業の柱とし、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の最大化を図る観点から、海運市況、金利及び為替等の変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している国内を基盤とする不動産業とを適切に組み合わせることにより、新興国を中心とした世界の経済成長を取り込む事業と国内の安定的な事業の双方をバランスよく行うことを経営の基本方針としております。

当社の海運業は、オイルタンカー、ガスキャリア及びケミカルタンカーを中心とした液体貨物輸送業並びにドライバルクキャリアによるばら積み貨物輸送業から構成されております。当社は、液体貨物輸送業においては、中東諸国、アジア各国の顧客との間で長年に亘る信頼関係を築いており、また、ばら積み貨物輸送業においては、国内電力各社、製紙会社との中長期の契約関係に基づき専用船を主体とした安定輸送に従事しており、いずれも取引先

企業から高い評価を得ております。さらに、海運業において当社が輸送する主要貨物は、日本をはじめ世界各国に必要不可欠な物資であり、当社はこれを安全且つ安定的に輸送することにより顧客の信頼を獲得しており、それを当社の事業の基盤とするとともに、国内外の地域社会との共存共栄を図ることに貢献しているものと自負しております。

一方、不動産業においては、東京都心部の中でも立地条件が良く高い稼働率が期待できる地区においてオフィスビル賃貸事業を核として展開しており、多目的ホールの運営やフォトスタジオの運営等の不動産周辺事業の発展にも力を注いでいます。平成23年10月に開業を迎えた飯野ビルディング(東京都千代田区内幸町)は、日比谷公園を望む良好な立地に加え、高い耐震性や高度なセキュリティー機能を備えています。さらに、世界最高水準の環境性能を有し、自然環境にも配慮した快適なビジネス環境を提供するオフィスビルとなっており、国内外の多くの機関から高い評価を得ております。また、旧飯野ビルディングのシンボルとして長年顧客の皆様にご利用頂いておりましたイノホールは、新たに併設されたカンファレンスセンターとともに装いも新たに生まれ変わり、落語会、演奏会、映画試写会といった催しや講演会・式典等の様々な用途にご利用頂いており、当社の文化的事業の拠点として、その伝統を受け継いでおります。当社は不動産業において、ゆとりある安全な空間を提供することにより、顧客である各企業の信頼を得ており、海運業と同様に、それを当社の事業の基盤とするとともに、当社が提供するゆとりある安全な空間において顧客である各企業が安心して事業を展開することを通じて、間接的に地域社会を含む社会全体に貢献しているものと考えております。

このような当社に対する高い評価と信頼は、当社が特定の企業系列に属さずに独立的・中立的企業として100年以上もの間に亘り、事業を営んできたことにより培われたものであり、それは当社の企業価値の基盤となっております。

当社が営む海運業及び不動産業において、安全の確保は、事業の発展基盤であり、当社の企業価値の基礎であるとともに、国内外の地域社会を含む社会全体への貢献の基盤となっておりますが、両事業において安全を確保するためには、中長期的な視点からの安定的な経営が不可欠となります。変動要素が多く収益の変動率が大きい海運業と、変動要素が相対的に少なく収益が安定している不動産業とを適切に組み合わせることは、当社全体の経営の安定に資するものと考えています。

また、当社は海運業と不動産業とを適切に組み合わせるといふ経営の基本方針を達成するために、双方の事業にバランスよく投資を行っております。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠であると考えており、両事業間の人事交流を含め、双方の事業に対して経営資源の適切な配分を行っております。とりわけ、市況等の変動が収益に及ぼす影響の大きい海運業については、当社の企業体力にあった設備投資を志向するとともに、市況変動への耐性を強化するため、自社による保有船と他社からの調達船のバランスを考慮して投資を行い、また、調達船の備船期間についても、短期・中期・長期と分けることにより、船腹調達の多様化を図っております。

以上のとおり、当社は、常に、中長期的な視点から安定的な経営を行うことを経営判断の基盤に置きつつ、海運業と不動産業とを適切に組み合わせることによって、当社グループ全体の中長期的な業績の向上を目指しております。

現在、海運業を取り巻く事業環境は厳しいものの、安定収益基盤の強化につながる専用船事業の拡充等により可能な限り事業リスクを制御しながら当社の中核的な事業としてこれを継続していくことは、中長期的には今後伸長が予想される新興国を中心とした世界の経済成長を取り込むことにつながり、これにより収益の拡大基盤を構築することが期待できます。また、収益の変動率が大きい海運業と相対的に収益が安定している国内の不動産業とを適切に組み合わせることは、両事業の発展の基盤である安全の確保のために不可欠である当社全体の経営の安定に資するものと考えております。よって、海運業と不動産業を当社の事業の柱とし、双方をバランスよく行うことは、当社の企業価値の向上に資するものと考えておりますので、双方の事業について、引き続き事業基盤の整備を進めてまいります。さらに、大きな収益は見込めないものの当社グループのブランドイメージの向上や社会全体に貢献する文化的事業についても取り組んでまいります。下記イ.の中期経営計画もこれらの方針に基づいて策定されておりますが、その方針は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の最大化に資するものと考えております。

イ. 中期経営計画

当社グループは、平成23年4月14日に、3ヵ年間の中期経営計画「IEG14(Lino's Evolutionary Growth Plan to 2014)」(平成23年4月～平成26年3月)を策定し、海運業での新たな成長と不動産業での収益基盤の強化を図ることにより、企業価値の向上を目指した事業基盤の整備を進めております。

前回の中期経営計画では、「永続的な成長企業」を目指し「ISG12」(Lino's Strategic Growth Plan to 2012)を策定しましたが、いわゆるリーマンショックを境に海運業と不動産業の事業環境は大きく変化し、それ以前に策定された「ISG12」についても実効性の観点から事業環境にそぐわない点も多くなったことから、同計画期間最終年度を待たず、新たに「IEG14」を策定しました。

「IEG14」では、特に当社グループの海運業の更なる成長を目指した構造改革を行い、海運業と不動産業を両輪とした経営の一層の質的強化を図り、厳しい事業環境を乗り越えられるよう努めております。

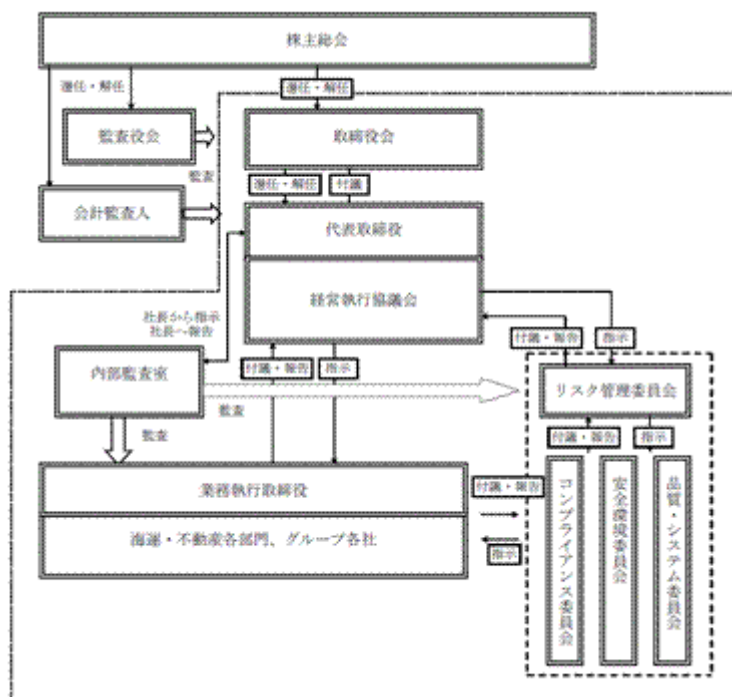
そして、「IEG14」における目標達成のため、より具体的な事業上の目標として「3つの柱」と「5つの土台」を構築し、それらをさらに強化・深化することを掲げて計画を遂行しております。「3つの柱」の1つ目は「ケミカルタンカー事業の構造改革」であり、新規航路開拓等により収益性の向上を図るとともに不経済船の減船に加え、船腹需給の調整弁としての船腹調達の多様化を図ることによりコスト競争力の強化に取り組んでおります。2つ目は、「不動産業を含めた安定収益基盤の強化」です。不動産業では、満室で開業した飯野ビルディングを含めた既存ビルの安定的な稼働に向けて、ビル運営と管理業務の品質の向上に取り組んでおります。一方、海運業では、特定の顧客に継続的に同一船舶を提供する専用船事業の拡充を目標としております。3つ目は、「新興国需要を取り込んだ中小型船の事業展開」です。ドライバルクキャリア事業では、鋼材輸送を核とした航路展開を図っております。一方、中小型ガスキャリア事業では、アジア域内配船を中心とした事業の育成と強化を図っております。これらの3つの柱を支える「5つの土台」は「市況変動に対する耐性強化」、「財務基盤の強化」、「質的転換」、「安全の徹底」及び「環境負荷低減への取組み」であり、特に「市況変動に対する耐性強化」の取組みについては、「ERM」全社的リスクマネジメント(Enterprise Risk Management)による管理浸透に注力しており、市況・為替・事業コスト等の外部変動要因を総合的に把握し、経営判断に役立てております。

このように、当社グループは「3つの柱」と「5つの土台」を構築し、それらをさらに強化・深化することにより、継続的に企業価値の向上に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

(1) コーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する基本的な考え方

当社グループでは、コーポレート・ガバナンス(企業統治)を「企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現する為の枠組み」と考えております。そのため、取締役会をはじめとする各経営組織における意思決定及び業務の執行については、法の定める趣旨に加えて、株主、従業員及びその他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ねております。



(2) コーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する施策の実施状況

< 企業統治の体制 >

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために、原則として毎月1回定例取締役会を開催し、また、常勤監査役と社外監査役である非常勤監査役で構成される定例監査役会を毎月1回開催するとともに、代表取締役社長直轄の内部監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携して監査に当たる体制をとっております。

取締役の職務の執行が効率的に行われるために、取締役により構成される経営執行協議会を原則として毎週開催し、取締役会に付議又は報告される事項の審議、取締役の業務執行に関する重要事項の審議及び経営に関する意見交換・情報交換を行っております。

< 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況 >

当社グループにおきましては業務執行の適正化を図るべく以下のとおり内部統制システム及びリスク管理体制を構築しております。

- 1) 当社グループにおいては、グループ全体のリスクに関する横断的な管理とその方針について審議・提案・助言を行うために「リスク管理委員会」を設置した上で、その下部機関として「安全環境委員会」、「品質・システム委員会」及び「コンプライアンス委員会」の三委員会を設置しております。「リスク管理委員会」は、三委員会に対する指示を行い、三委員会から付議・報告を受ける等して、事業に係る戦略リスク・重要投資案件のリスク等を含めて、グループ全体のリスク管理活動を統括しております。
- 2) 取締役・使用人の職務の執行に係るコンプライアンスにつきましては、「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」(委員長：チーフコンプライアンスオフィサーである当社ステークホルダーリレーションズマネジメント・調査グループ担当業務執行取締役)により、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。また、「コンプライアンス規程」に基づき、チーフコンプライアンスオフィサーは監査役及び内部監査室と連携してコンプライアンスに関する業務を指揮し、役職員は、法令違反等に関する報告義務及び内部警報連絡義務を負っております。

- 3)当社グループの業務執行の過程で発生する可能性のある、船舶・建物における重大な事故・トラブル等のリスクにつきましては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」により、当社グループの安全及び環境に関する政策立案とその推進を行うとともに、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- 4)システム及び事務に関するリスクにつきましては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」により、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うとともに、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- 5)さらに、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・トラブル・大規模災害が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」に基づき代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に当たります。また、当社グループは、事業地域において大規模地震が発生した場合を想定した事業継続計画(BCP)を制定し、各事業の速やかな復旧と継続を図ることができる体制を整備しております。
- 6)取締役・使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内諸規程に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。
- 当社といたしましては、以上の施策を実施する体制が、企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現するために最適なコーポレート・ガバナンス(企業統治)の形態であると考えております。

<責任限定契約の内容の概要>

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意で且つ重過失がないときは、賠償責任の限度額を法令の定める額とする旨の責任限定契約を締結しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成25年4月30日開催の当社取締役会において、同年6月26日開催の当社第122期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の株券等の大規模買付行為に関する概ね下記の内容の対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入することを決定し、また、本方針の導入については上記定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。なお、本方針の有効期間は、平成28年に開催予定の当社第125期定時株主総会の終結時までです。また、平成25年9月30日現在の当社の大株主の状況につきましては、本四半期報告書の「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (6) 大株主の状況」をご参照下さい。

本方針の内容の詳細については、当社ホームページ(<http://www.iino.co.jp/kaiun/docs/20130430-4.pdf>)をご参照下さい。

記

本方針の対象となる行為

本方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)を対象としております。

大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールは以下のとおりです。

ア. 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出して頂きます。

イ. 大規模買付情報の提供

当社は、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10営業日(初日不算入)以内に、大規模買付者に対して、提供して頂くべき情報を記載した提供情報リストを発送いたしますので、大規模買付者には、かかる提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。

上記の提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を開示いたします。

ウ. 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間又は90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、速やかに株主の皆様を開示いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対して、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、社外監査役を含む当社監査役全員(但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。)の賛成を得た上で決議することといたします。

なお、所定の場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。株主意思確認総会を招集する場合には、当社取締役会は、特別委員会への諮問の手続を経ることなく、株主意思確認総会決議の内容に従って対抗措置の発動の決議をすることができます。

本方針における対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量保有者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

本方針の廃止及び変更

本方針の有効期間の満了前であっても、()当社株主総会において本方針の廃止若しくは変更が決議された場合又は()当社取締役会において本方針の廃止が決議された場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されます。また、()平成26年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続が決議されなかった場合には、本方針はその時点で廃止されます。

4. 上記2.の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記2.の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1.の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

5. 上記3.の取組みについての当社取締役会の判断

上記3.の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記3.の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記3.の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記3.の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入、株主意思確認総会の招集及びサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3.の取組みの合理性・公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記3.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	111,075,980	111,075,980	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	111,075,980	111,075,980	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	111,075	-	13,092	-	6,233

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
川崎汽船株式会社	千代田区内幸町2丁目1-1	5,940	5.34
東京海上日動火災保険株式会社	千代田区丸の内1丁目2番1号	5,689	5.12
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式 会社)	千代田区丸の内1丁目3-3(中央区晴海1 丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエ アオフィスタワーZ棟)	4,941	4.44
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル アカウント ナンバー ワン(常任代 理人(株)みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND(中央区月島4丁目16- 13)	4,521	4.07
三井物産株式会社(常任代理人 資 産管理サービス信託銀行株式会社)	千代田区大手町1丁目2-1(中央区晴海1 丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエ アオフィスタワーZ棟)	4,200	3.78
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	中央区晴海1丁目8-11	4,159	3.74
ノーザントラスト カンパニー(エ イブイエフシー)サブアカウント ブリテイッシュクライアント(常任 代理人香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK(中央区日本橋3丁目11-1)	3,929	3.53
飯野海運取引先持株会	千代田区内幸町2丁目1-1	3,781	3.40
三井住友信託銀行株式会社(常任代 理人 日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社)	千代田区丸の内1丁目4-1(中央区晴海1 丁目8-11)	3,622	3.26
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	港区浜松町2丁目11番3号	2,653	2.38
計	-	43,438	39.10

(注) 1. 所有株式数は、千株未満を切捨てております。

2. 平成25年7月1日付で旧株式会社みずほコーポレート銀行は旧株式会社みずほ銀行と合併し、株式会社みずほ銀行となっております。

3. 当第2四半期会計期間末現在における三井住友信託銀行株式会社の所有株式数には、信託業務に係る株式を含んでおりません。

4. 当第2四半期会計期間末現在における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の信託業務に係る株式数については、当社として確認できません。

5. 当第2四半期会計期間末現在における日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の信託業務に係る株式数については、当社として確認できません。

6. 株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社から平成25年7月22日付の変更報告書(特例対象株券等)の写しの送付があり、平成25年7月15日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告をうけておりますが、みずほ信託銀行株式会社については、株主名簿の記載内容を確認できないため、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	株式 4,941,500	4.45
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	株式 1,178,900	1.06

また、三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社から平成25年3月22日付の変更報告書（特殊対象株券等）及び平成25年4月25日付の訂正報告書（大量保有）の写しの送付があり、平成25年3月15日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、三井住友信託銀行株式会社については株主名簿の所有株式数と相違しており、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができません。また他の2社については各社の株主名簿の記載内容を確認できないため、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	株式 5,404,300	4.87
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	株式 143,900	0.13
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	株式 350,900	0.32

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 102,200	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 110,844,500	1,108,445	同上
単元未満株式	普通株式 129,280	-	同上
発行済株式総数	111,075,980	-	-
総株主の議決権	-	1,108,445	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式92株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 飯野海運株式会社	東京都千代田区 内幸町二丁目1番1号	102,200	-	102,200	0.09
計	-	102,200	-	102,200	0.09

2【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の変動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	41,599	47,234
売上原価	37,338	40,406
売上総利益	4,261	6,828
販売費及び一般管理費	¹ 3,028	¹ 3,052
営業利益	1,233	3,776
営業外収益		
受取利息	19	21
受取配当金	156	174
為替差益	30	188
持分法による投資利益	-	184
その他営業外収益	25	47
営業外収益合計	230	614
営業外費用		
支払利息	1,376	1,403
持分法による投資損失	204	-
その他営業外費用	47	17
営業外費用合計	1,626	1,421
経常利益又は経常損失()	164	2,970
特別利益		
固定資産売却益	197	849
その他特別利益	-	22
特別利益合計	197	871
特別損失		
減損損失	150	-
投資有価証券評価損	50	10
固定資産除却損	5	3
その他特別損失	6	1
特別損失合計	212	14
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	179	3,827
法人税等	27	75
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	205	3,751
少数株主利益又は少数株主損失()	2	63
四半期純利益又は四半期純損失()	204	3,688

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	205	3,751
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	783	872
繰延ヘッジ損益	67	247
為替換算調整勘定	15	429
持分法適用会社に対する持分相当額	17	80
その他の包括利益合計	749	1,133
四半期包括利益	954	4,885
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	996	4,881
少数株主に係る四半期包括利益	42	4

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,670	17,158
受取手形及び売掛金	9,045	10,032
貯蔵品	2,935	2,806
商品	34	66
販売用不動産	177	177
繰延及び前払費用	1,739	1,840
繰延税金資産	41	41
未収還付法人税等	398	-
その他流動資産	2,770	2,842
貸倒引当金	-	1
流動資産合計	25,810	34,962
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	70,247	69,429
建物及び構築物（純額）	52,313	51,334
土地	40,019	40,019
建設仮勘定	2,061	3,835
その他有形固定資産（純額）	6,474	6,287
有形固定資産合計	171,114	170,904
無形固定資産		
電話加入権	9	9
その他無形固定資産	595	584
無形固定資産合計	604	593
投資その他の資産		
投資有価証券	13,695	15,182
長期貸付金	143	117
繰延税金資産	228	217
その他長期資産	1,131	1,152
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	15,195	16,666
固定資産合計	186,914	188,163
資産合計	212,724	223,125

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,376	6,372
1年内償還予定の社債	200	200
短期借入金	27,736	39,838
未払費用	301	291
未払法人税等	39	83
繰延税金負債	53	125
前受金	1,645	1,803
賞与引当金	261	261
その他流動負債	2,073	2,071
流動負債合計	38,684	51,045
固定負債		
社債	100	-
長期借入金	107,732	95,097
退職給付引当金	857	851
役員退職慰労引当金	56	48
特別修繕引当金	944	1,187
受入敷金保証金	7,926	7,922
リース債務	6,219	6,021
繰延税金負債	1,481	1,807
その他固定負債	1,497	1,412
固定負債合計	126,812	114,344
負債合計	165,496	165,389
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,092	13,092
資本剰余金	6,431	7,613
利益剰余金	29,820	33,109
自己株式	4,910	47
株主資本合計	44,433	53,766
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,183	2,055
繰延ヘッジ損益	1,205	1,099
為替換算調整勘定	59	486
その他の包括利益累計額合計	2,448	3,640
少数株主持分	346	329
純資産合計	47,228	57,736
負債純資産合計	212,724	223,125

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	179	3,827
減価償却費	5,105	4,341
持分法による投資損益(は益)	204	184
退職給付引当金の増減額(は減少)	139	6
減損損失	150	-
受取利息及び受取配当金	175	195
支払利息	1,376	1,403
有形及び無形固定資産売却損益(は益)	197	849
売上債権の増減額(は増加)	740	987
仕入債務の増減額(は減少)	536	12
その他	2,472	320
小計	8,690	7,656
利息及び配当金の受取額	169	185
利息の支払額	1,372	1,425
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	25	195
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,462	6,614
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	8,879	3,888
有形及び無形固定資産の売却による収入	3,822	2,372
投資有価証券の取得による支出	7	2
投資有価証券の売却による収入	346	-
その他	96	126
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,814	1,392
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,219	-
長期借入れによる収入	6,507	5,425
長期借入金の返済による支出	6,218	7,695
社債の償還による支出	100	100
自己株式の売却による収入	0	6,045
自己株式の取得による支出	0	1
配当金の支払額	200	400
少数株主への配当金の支払額	8	21
リース債務の返済による支出	211	254
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,449	2,999
現金及び現金同等物に係る換算差額	126	266
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	73	8,488
現金及び現金同等物の期首残高	11,522	8,670
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 11,595	¹ 17,158

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

従来、有形固定資産の船舶の耐用年数は主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりましたが、ケミカル船事業の構造改革等による船腹調整が進展したことを契機に、船舶の使用実績を見直した結果、従来の耐用年数と経済的使用可能予測期間との乖離が明らかになりましたことから、当社グループ（Iino Shipping Asia Pte.Ltd.を除く）が所有する船舶について、第1四半期連結会計期間より耐用年数を以下の通り見直し、将来にわたり変更しております。

耐用年数の変更内容

	変更前	変更後
オイルタンカー・ケミカルタンカー	13年	18年
大型ガスカリヤ	13年	20年
小型ガスカリヤ	11年	20年

これらの結果、従来の方法によった場合と比較し、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ936百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報等」に記載しております。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
役員報酬及び従業員給与	1,163百万円	1,210百万円
賞与引当金繰入額	182	194
退職給付費用	135	18
役員退職慰労引当金繰入額	7	8
業務委託費	503	465
減価償却費	110	108

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)			当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)		
LNG EBISU Shipping Corporation	設備資金	1,883百万円	LNG EBISU Shipping Corporation	設備資金	1,772百万円
Jipro Shipping S.A.	"	3,026	Jipro Shipping S.A.	"	2,875
Central Tanker S.A.	"	1,693	Central Tanker S.A.	"	1,576
MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	"	95	MARTIN ISLAND SHIPPING S.A.	"	95
計		6,697	計		6,319

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	9,696百万円	17,158百万円
その他(現先)勘定に含まれる現金同等物	1,899	-
現金及び現金同等物	11,595	17,158

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	200	2.0	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

- 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	400	4.0	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金

- 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	333	3.0	平成25年9月30日	平成25年12月2日	利益剰余金

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成25年7月23日を払込期日とする公募による自己株式の処分(一般募集)を行ったことに伴い自己株式処分差益が1,037百万円発生したことにより、当第2四半期連結累計期間において同額資本剰余金が増加するとともに、自己株式が4,230百万円減少しております。

また、平成25年8月8日を払込期日とする第三者割当による自己株式の処分(オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連する第三者割当)を行ったことに伴い自己株式処分差益が145百万円発生したことにより、当第2四半期連結累計期間において同額資本剰余金が増加するとともに、自己株式が634百万円減少しております。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末において、資本剰余金が7,613百万円、自己株式が47百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額(注) 2
	外航 海運業	内航・近海 海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	32,410	3,553	5,636	41,599	-	41,599
セグメント間の内部売上高又は 振替高	254	262	36	44	44	-
計	32,155	3,815	5,672	41,643	44	41,599
セグメント利益又は損失()	750	20	2,002	1,233	0	1,233

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額0百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「外航海運業」セグメントにおいて、当社の子会社が保有する船舶について帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、第2四半期連結累計期間においては150百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益計算書計上額（注）
	外航海運業	内航・近海海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	37,287	4,217	5,731	47,234	-	47,234
セグメント間の内部売上高又は振替高	195	216	33	54	54	-
計	37,092	4,433	5,764	47,288	54	47,234
セグメント利益	1,318	328	2,130	3,776	-	3,776

（注）セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（耐用年数の変更）

会計上の見積りの変更に記載の通り、第1四半期連結会計期間において、オイルタンカー・ケミカルタンカーについては耐用年数を従来の13年から18年に、大型ガスキャリアについては耐用年数を従来の13年から20年に、小型ガスキャリアについては耐用年数を従来の11年から20年に変更したため、報告セグメントの対象船舶の耐用年数を同様に変更しています。当該変更により、従来の方法に比べて、当第2四半期連結累計期間の「外航海運業」のセグメント利益が704百万円増加し、「内航・近海海運業」のセグメント利益が232百万円増加しています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失金額 ()	2円4銭	35円46銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は 四半期純損失金額 () (百万円)	204	3,688
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失金額 () (百万円)	204	3,688
普通株式の期中平均株式数 (千株)	99,992	104,016

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成25年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(1) 配当金の総額.....333百万円

(2) 1 株当たりの金額..... 3 円00銭

(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成25年12月 2 日

(注) 平成25年 9 月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月8日

飯野海運株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金 塚 厚 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 瀬 洋 人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結貸借対照表、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計上の見積りの変更に記載されているとおり、会社グループは第1四半期連結会計期間より一部の船舶について耐用年数を変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。